

# 一般社団法人ライフ・ケア・ひたち定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ライフ・ケア・ひたちと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県日立市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人として、長い生命を幸せに生きるために、お互い支え合って、安心して生活ができるよう、日常生活上のサービスを提供し、ともに地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高齢者、病人及びその介護者への援助等産前産後の世話、並びに乳幼児、学童の世話等
- (2) 日常家事一般の援助
- (3) 高齢者の生きがい事業
- (4) 生活・身上等の相談・助言及び情報等の必要なサービスの提供
- (5) 受託事業
  - ① 日立市子育て支援施設指定管理事業
  - ② ファミリー・サポート・センター事業
  - ③ 軽度生活援助事業
- (6) 介護保険法に基づく事業
  - ① 居宅サービス事業
  - ② 介護予防サービス事業
  - ③ 居宅介護支援事業
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (8) その他この法人の目的を達成するための事業
- (9) 前各号の事業は、茨城県において行なう。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、これを援助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった個人若しくは団体又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める会員等に関する規則に基づき会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、第18条第2項に定める総会の決議によって、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、その理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。通常総会は、毎年1回6月に開催するほか、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議によって会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は総会の日1週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条(第17条及び第18条)の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

- 3 第1項の代理権の授与は、総会毎にしなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会長が議事録署名人として記名押印しなければならない。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上15名以内(会長及び副会長を含む)

- (2) 監事2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

- 3 理事のうち1名を副会長とし、副会長をもって一般法人法第91条第1項第2項の業務執行理事とする。

- 4 理事のうち1名を事務局長とすることができる。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠としてあらかじめ選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び相談役)

第28条 この法人に、任意の機関として、名誉会長及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長及び相談役は、当法人に貢献のあった者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

- 3 名誉会長及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び相談役の職務)

第 29 条 名誉会長及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し参考意見を述べることができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 8 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第 41 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 委員会

(委員会)

第 43 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

## 第 10 章 事務局

(設置等)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(附則)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は佐藤英子、副会長は佐藤敏光とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は、平成 25 年 6 月 22 日から一部変更し施行する。